

「道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書」について

1 概 要

- バス路線については、路線の新設、廃止にかかる事業計画の変更を行う場合、国土交通大臣への認可・届出の手続きを要し、その内容が認められるには一定の期間が必要となるが、地域公共交通協議会における協議が調った場合には、その期間を短縮することが可能となる。

(例)

- ・路線の新設：標準処理期間 3 か月 → 概ね 1 ヶ月
- ・路線の廃止：6 か月前に提出 → 30 日前に提出

- 県北圏域における利便増進実施計画の一部改訂に伴い、バスの運行区間に変更が生じることから、計画の再編内容に合わせて経路の変更、系統の廃止等について、協議が調っていることを証明する。

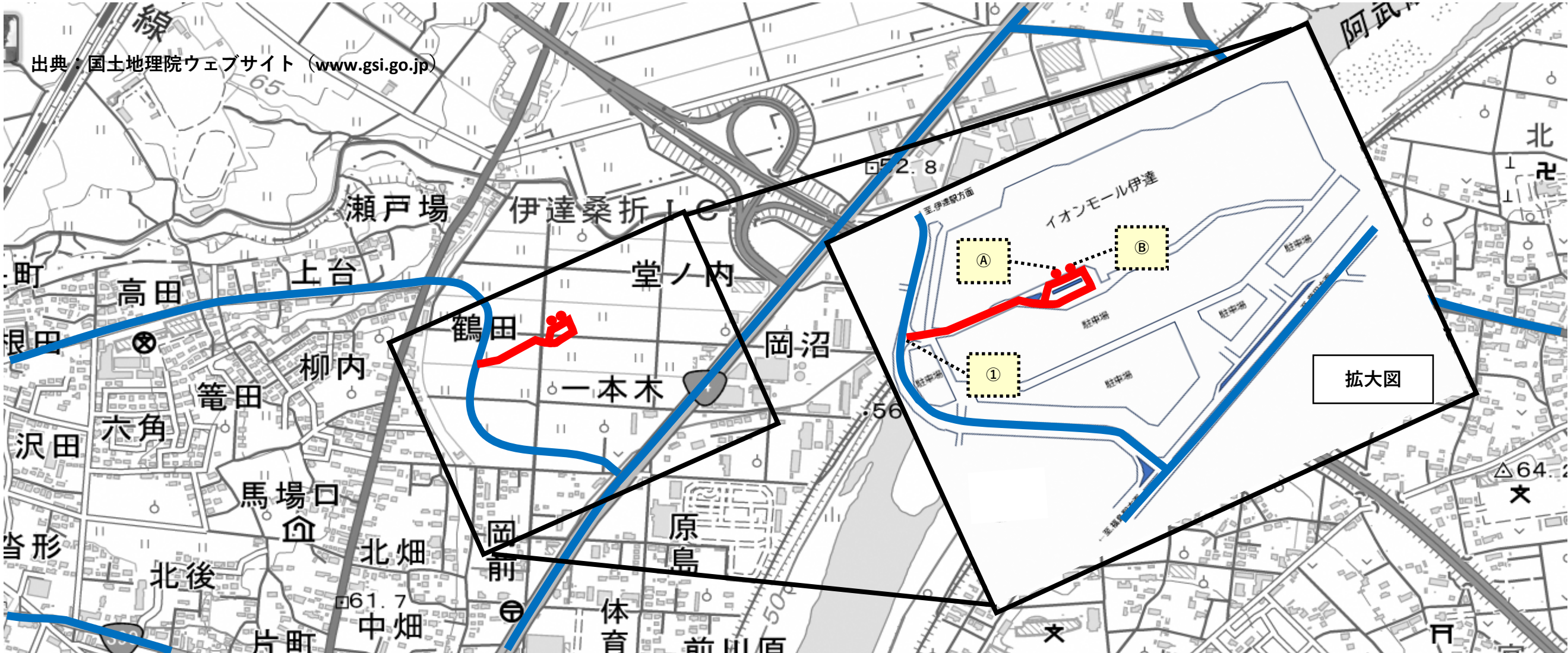
2 路線図及び「協議が調っていることの証明書」(案)

別紙のとおり

3 証明書を送付する事業者

福島交通株式会社

路線図（イオンモール伊達經由藤田線、イオンモール伊達線、イオンモール伊達經由保原線、イオンモール伊達經由掛田線、イオンモール伊達經由飯坂温泉線）



新設区間

新設停留所

凡例

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書（案）

令和 8 年 8 月〇〇日に開催された福島県地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 運行の態様
路線定期運行

- 2 協議が調っている系統
運行経路の変更
藤田線、伊達線、伊達経由保原線、伊達経由掛田線、伊達経由湯野線

系統の廃止
桑折線、田町線

系統名の変更
【旧】藤田線 → 【新】イオンモール伊達経由藤田線
【旧】伊達線 → 【新】イオンモール伊達線
【旧】伊達経由保原線 → 【新】イオンモール伊達経由保原線
【旧】伊達経由掛田線 → 【新】イオンモール伊達経由掛田線
【旧】伊達経由湯野線 → 【新】イオンモール伊達経由飯坂温泉線

- 3 協議が調っている区間

新設区間（イオンモール伊達経由藤田線、イオンモール伊達線、イオンモール伊達経由保原線、イオンモール伊達経由掛田線、イオンモール伊達経由飯坂温泉線）

住所		キロ程	道路種別
起点	福島県伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業地内	0.20 km	敷地内
終点	福島県伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業地内		

4 協議が調っている停留所

新設停留所（イオンモール伊達経由藤田線、イオンモール伊達線、イオンモール伊達経由保原線、イオンモール伊達経由掛田線、イオンモール伊達経由飯坂温泉線）

停留所名	住所	上下
イオンモール伊達	福島県伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業地内	上り
	福島県伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業地内	下り

5 運行の予定日

令和 8 年 11 月 17 日

令和 8 年 8 月〇〇日

福島県地域公共交通活性化協議会

会長 佐藤 知憲